

# 令和6年分 確定申告のお知らせ

## ■役場での申告相談について

確定申告書は、原則として本人が作成し、所管の税務署へ提出することとなっていますが、自身での作成が困難な方向けに役場で臨時に申告相談会場を開設します。

**と き** 2月17日(月)～3月17日(月)※土日・祝日を除く  
午前8時45分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)  
※受付時間は午前8時30分～(入場整理票配布)

**ところ** 役場 3階 大会議室

### ●申告相談の流れ

- ①午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前にて「入場整理票」を配布します。  
※時間前の「入場整理票」の配布および会場内への入室はできませんので、ご了承ください。
- ②入場整理票に記載のある時間帯に申告会場へお越しください。
- ③入場整理票に記載のある番号順にお呼びします。
- ④お持ちいただいた必要書類の確認をして、申告相談を行います。  
※必要書類がない等の不備がある場合は、申告相談ができない場合があります。

### ●申告相談をするときのお願い

- ・例年多くの方が来場するため、申告会場内は大変混み合う可能性があります。入場整理票に記載された時間帯以外は、申告会場内でお待ちいただくことは原則できませんので、ご了承ください。
- ・医療費控除の申告をする方は、医療費控除の明細書の作成を行って持参してください。(医療保険者が発行する「医療費通知」がある場合は「医療費通知」も合わせて持参)
- ※未完成や持参していない場合は、完成後や持参してから、相談開始となります。

### 次の方の申告相談は役場では受付できませんので、津島税務署へご相談ください。

- ・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成で作成の相談をする方
- ・分離譲渡所得のある方  
【例】土地、家屋、株等を売却した方、先物取引に係る収入のある方、退職所得のある方
- ・令和6年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、初めて住宅借入金等特別税額控除などの申告をする方、住宅耐震改修特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をする方
- ・暗号資産(仮想通貨)に係る収入の申告をする方
- ・過年分、消費税、贈与税、相続税の申告をする方
- ・国外扶養親族に係る扶養控除の申告をする方

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をする方は、3月17日(月)までに町県民税の申告書を役場税務課へ提出してください。町県民税の申告相談につきましても、役場3階大会議室の申告会場にて行います。昨年、町県民税の申告をした方には2月上旬頃に令和7年度(令和6年分)町県民税申告書を郵送する予定です。

**問合せ先** 役場 税務課 内線175・176

## ■津島税務署からのお知らせ

令和6年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

なお、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン向け専用画面を提供しており、令和7年1月からは、事業所得や不動産所得、譲渡所得をはじめ、所得税のすべての画面がスマートフォンでも操作しやすくなるほか、贈与税も新たにスマホ申告に対応します。これにより、スマホ申告がますます便利になります。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単・便利に手続きを行うことができます。(給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出した場合に連携対象となります)

「確定申告書等作成コーナー」の操作方法やマイナポータルとの連携等については、国税庁ホームページにおいて動画でご案内しています。ぜひ、ご参照ください。

確定申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)



確定申告作成コーナー



国税庁ホームページ



**問合せ先** 津島税務署 ☎0567(26)2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

### 1月の公民館ロビー展示

#### パネル展示

〈カレンダー展〉

1月4日(土)～15日(水) ●きり絵ゆうゆう

〈書き初め大会 入賞作品展〉

1月18日(土)～31日(金) ●女性会

※18日は午後から展示

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

### 大治町ホームページに バナー広告を掲載しませんか

詳細は町ホームページを  
ご確認くださいか、  
お問合せください。



**問合せ先** 役場 企画政策課 内線163